



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会社名 鉄建建設株式会社
代表者名 代表取締役社長 林 康雄
(コード番号 1815 東証第 1 部)
問合せ先 管理本部総務部長 橋本浩一
(Tel 03-3221-2152)

単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更及び定款一部変更について決議するとともに、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 76 回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に、株式併合について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、投資家の利便性向上のため、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、平成 30 年 10 月 1 日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位（単元株式数）を変更することといたします。

(2) 変更の内容

当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 29 年 10 月 1 日

(4) 変更の条件

本定時株主総会において、後記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

前記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、当社株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、全国証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を維持することを目的として、株式併合（10株を1株に併合）の実施を本定時株主総会に付議いたします。なお、発行可能株式総数については、株式併合の割合に応じて、298,476,000株から29,847,600株に変更することといたします。

(2) 併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の割合

平成29年10月1日をもって、同年9月30日（実質上9月29日）の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数を基準に、10株につき1株の割合で併合いたします。

③効力発生日における発行可能株式総数

変更前の発行可能株式総数	298,476,000株
変更後の発行可能株式総数	29,847,600株

④併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在）	156,689,563株
株式併合により減少する株式数	141,020,607株
株式併合後の発行済株式総数	15,668,956株

（注）「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式併合の併合割合に基づき算出した理論値です。

⑤併合の影響

株式併合により、発行済株式総数が10分の1に減少することになりますが、純資産等は変動いたしませんので、1株当たりの純資産額は10倍となります。株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(3) 併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	25,078名（100.0%）	156,689,563株（100.0%）
10株未満	1,406名（5.6%）	5,536株（0.0%）
10株以上	23,672名（94.4%）	156,684,027株（100.0%）

（注）上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、10株未満の株式のみご所有の株主様1,406名（所有株式数の合計5,536株）は、全ての所有株式が端数株式となるため、株主としての地位を失うこととなります。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の対応

株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款一部変更

(1) 変更の理由

前記「1. 単元株式数の変更」及び「2. 株式併合」に伴うものです。なお、本定款変更は、会社法182条第2項及び第195条第1項の定めに従い、株主総会における議題とすることなく行います。

(2) 変更の内容

当社の定款は、上記「2. 株主併合」に関わる議案が本定時株主総会において承認可決されることを条件に、平成29年10月1日をもって、次のとおり変更されます。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第5条 本会社の発行可能株式総数は、 298,476,000株とする 2 本会社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第5条 本会社の発行可能株式総数は、 <u>29,847,600</u> 株とする 2 本会社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。

4. 日 程

取締役会決議日	平成29年5月12日
定時株主総会決議日	平成29年6月29日(予定)
単元株式数の変更の効力発生日	平成29年10月1日(予定)
株式併合の効力発生日	平成29年10月1日(予定)
定款一部変更の効力発生日	平成29年10月1日(予定)

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成29年10月1日ですが、株式売買後の振替手続の関係で、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成29年9月27日となります。

以上

添付資料

【ご参考】単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

【ご参考】 単元株式数の変更及び株式併合に関する Q & A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所における売買の単位となる株式数を変更するものです。今回、当社では単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式とすることです。今回、当社では 10 株を 1 株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

A 3. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月 1 日までに、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位（単元株式数）を現在の 1,000 株から 100 株に変更することとし、併せて、当社株式について証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準を維持することを目的として、株式併合（10 株を 1 株に併合）を実施いたします。

Q 4. 株主の所有株式数や議決権数はどのようになるのですか。

A 4. 株式併合後の株主様の所有株式数は、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載された所有株式数に 10 分の 1 を乗じた数（1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。

また、議決権数は株式併合後の所有株式数 100 株につき 1 個となります。具体的には、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日前後で所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	3,452株	3個	345株	3個	0.2株
例②	2,000株	2個	200株	2個	なし
例③	1,200株	1個	120株	1個	なし
例④	555株	なし	55株	なし	0.5株
例⑤	59株	なし	5株	なし	0.9株
例⑥	7株	なし	なし	なし	0.7株

例①④⑤⑥に該当する株主様は、株式併合の結果、1 株未満の端数が生じるため、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払させていただきます。

また、効力発生前の所有株式が 10 株未満の場合（上記の例⑥のような場合）は、株式併合により全ての所有株式が端数株式となるため、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたく存じます。

なお、株式併合の効力発生日前に「単元未満株式の買増及び買取」の手続をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続につきましては、お取引されている証券会社または後記（※）の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 5. 株式併合によって所有株式数は減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A 5. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況など他の要因を別にすれば、株主様が所有されている当社株式の資産価値に影響はございません。

株式併合後においては株主様所有の株式数は、株式併合前の10分の1となりますが、逆に1株あたりの純資産額は10倍となります。また、株価につきましても、理論上は併合前の10倍となります。

Q 6. 株式併合後でも単元未満株式の買取りをしてもらえますか。

A 6. 株式併合の効力発生前と同様、株式併合後も市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主様は「単元未満株式の買増及び買取」の制度をご利用いただけます。具体的なお手続につきましては、お取引されている証券会社または後記（※）の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 7. 株式併合に伴い、必要な手続はありますか。

A 7. 特に必要なお手続はございません。

※【お問い合わせ先】

単元株式数の変更及び株式併合に関してご不明な点がございましたら、お取引されている証券会社または下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

〒168-8507	東京都杉並区和泉二丁目8番4号
	みずほ信託銀行 証券代行部
電話番号受付時間	0120-288-324（フリーダイヤル）
	平日9時から17時（土日・祝日を除く）

以上